

羽村市介護老人福祉施設等入所指針

1 目的

この指針は、指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第39号）第7条第2項及び指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号）第134条第2項の規定に基づき、羽村市（以下「市」という。）の区域内の指定介護老人福祉施設及び指定地域密着型介護老人福祉施設（以下「施設」という。）の優先的入所に関する指針を施設と共同で作成し、明示することにより、入所決定過程の透明性・公平性を確保するとともに、施設入所の円滑な実施に資することを目的とする。

2 入所対象者

入所対象者は、要介護3から要介護5と認定された者のうち、常時介護を必要とし、かつ、居宅において介護を受けることが困難な者及び要介護1又は2と認定された者のうち、やむを得ない事由により居宅において日常生活を営むことが困難であり、特例的な施設への入所（以下「特例入所」という。）が必要と認められる者とする。

なお、特例入所が必要と認められる者は、次の各号のいずれかの要件に該当する者とする。

- (1) 認知症である者であって、日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られること。
- (2) 知的障害・精神障害等を伴い、日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さ等が頻繁に見られること。
- (3) 家族等による深刻な虐待が疑われること等により、心身の安全・安心の確保が困難であること。
- (4) 単身世帯である、同居家族が高齢又は病弱である等により家族等による支援が期待できず、かつ、地域での介護サービスや生活支援の供給が不十分であること。

3 入所の手続きと情報把握

(1) 入所申込方法

入所を希望する本人又は家族等（以下「入所希望者等」という。）は、指定介護老人福祉施設入所申込書及び指定介護老人福祉施設入所申込に伴う意見書に、介護保険被保険者証の写しを添付して、直接施設に入所の申し込みを行うものとする。ただし、介護支援専門員、居宅介護支援事業者及び地域包括支援センター（以下「地域包括支援センター等」という。）は、入所希望者等の委任に基づき申し込みを代行することができるものとする。

なお、特例入所にかかる入所申込者の場合には、入所申込者に対して、居宅において日常生活を営むことが困難であるやむを得ない事由について、その理由など必要な情報の記載を入所申込みに当たって求めるものとする。

(2) 入所希望者等に対する説明

施設は、入所希望者等から申込み又は入所の相談を受けた場合、当該施設における入所申込から入所決定までの手続き、申込者の入所の必要性の高さを判断する基準その他必要な事項について十分に説明し、入所希望者等の理解を得るものとする。

(3) 市との協議

施設は、入所希望者等に対する適正な説明を行うため、あらかじめ優先入所に関する取扱いについて、市と協議の上、定めておくものとする。

(4) 情報提供及び連携

施設への入所を申し込んだ者（以下「申込者」という。）に関する情報の提供については、原則、申込者が直接施設に行くこととするが、申込者の負担軽減及び入所待ち期間における在宅介護支援並びに連携の観点から、地域包括支援センター等は、申込者又は家族等の委任に基づきその代行をすることができるものとする。

また、委任を受けた地域包括支援センター等は、申込者とその家族等の状況を十分把握し、施設の情報把握に必要な書類の調製やケアプランの作成及び見直しを行うように努めるものとする。

(5) 申込者名簿の作成

施設は、次に掲げる申込者の居住地域区分別に入所申込者名簿を作成し、管理するものとする。

また、辞退や削除の事由が生じた場合はその内容を記録しなければならない。

ア 市の区域内に居住する申込者

イ 上記以外の申込者

(6) 状況変化の届出

申込者又は家族等及び地域包括支援センター等は、申込者の状況（要介護度、他施設入所、死亡等）や介護者の状況に変化が生じた場合、その状況を施設に届け出るものとする。

(7) 特例入所にかかる市への報告及び意見照会

要介護1又は2の入所申込者の特例入所が認められる場合には、以下の取扱いにより、入所判定が行われるまでの間に、施設と入所申込者の介護保険の保険者である市との間で、情報共有等を行うものとする。

ア 施設は、市に対して、特例入所の申込みがあった場合には報告を行うとともに、当該入所申込者が特例入所対象者に該当するか否かを判断するに当たって、適宜その意見を求めるものとする。

イ 市は、アの求めを受けた場合において、地域の居宅サービスや生活支援などの提供体制に関する状況や、担当の介護支援専門員からの居宅における生活の

困難度の聴取の内容なども踏まえ、施設に対して適宜意見を表明できるものとする。

4 入所の優先度の判定の指標

入所の必要性の高さの判定は、介護の必要の程度及び介護提供の環境や困難性を基本的な判断指標とし、次のとおりとする。

- (1) 申込者の状況（介護の必要性の程度）を測る指標
 - ア 要介護認定による要介護度
 - イ 要介護度では反映しない常時見守りの必要性を表す「認知症等に伴う問題行動の有無」（加算項目）
- (2) 介護者の状況（介護提供の環境や困難性）を測る指標
 - ア 介護者の有無とその状況
 - イ 介護を手伝う者の有無（加算項目）
- (3) 住宅の状況（住居の継続の可能性、住宅の介護適合性）

5 入所の優先度評価の実施

- (1) 評価の手法
施設長は、前項に掲げた判断指標に基づき、あらかじめ入所の優先度と手続きを定め、全ての申込者に対して優先度の評価を行うものとする。
- (2) 申込継続者の再評価の実施
施設長は、すでに優先度評価を実施した申込者について、その状況が変化し再評価が必要と認められる場合には、速やかに再評価を実施し、当該変化が本人の優先度に影響のある場合には、直近の入所検討委員会に付議しなければならない。
- (3) 評価結果の整理
施設長は、優先度評価の結果を入所申込者名簿に記載するとともに、変更があった都度、整理及び更新しておかなければならない。
また、評価に使用した資料については、2年間保存するものとする。

6 入所検討委員会

- (1) 設置
施設は、入所の決定にかかる事務を処理するために、合議制の入所検討委員会を設置するものとする。
- (2) 責務
入所検討委員会は、入所の優先度を判定する基準や判定結果について審査を行うものとする。
なお、特例入所の入所判定をする際には、必要に応じて介護の必要な程度や家族の状況等について、市に意見を求めることができるものとする。
- (3) 入所検討委員会委員の構成
入所検討委員会は、施設長、生活相談員、介護職員、看護職員、介護支援専門

員等で構成する。なお、入所検討委員会には第三者（民生委員等）を加えることが望ましい。

(4) 入所検討委員会の開催

入所検討委員会は、施設長の招集により開催するものとし、その開催頻度については、施設長が別に定めるものとする。

(5) 記録の保持

入所検討委員会は、審議の内容の議事録及び調査票等の評価に使用した資料については、2年間保存するものとする。

7 入所の最終判定及び入所決定

実際に入所できる状況が生じた場合の最終決定は、優先度の高いランク又は順位にある者のうち、施設における適切な処遇及び運営を考慮し、次に掲げる個別事情を総合的に勘案し、施設長が行うものとする。

(1) 居住地域

(2) 性別（部屋単位の男女構成）

(3) 居室の特性（認知症専用床等）

(4) 地域特性（入所後の家族関係の維持等）

(5) 施設の専門性（ユニットケア等）

(6) その他特別に配慮しなければならない個別の事情

8 判定結果等の説明と申込者へのフォロー

(1) 結果の説明

施設は、優先度の判定結果や入所検討委員会での検討結果について、申込者及び家族への説明を行うものとする。

また、入所までの期間の介護に関して、専門家としての立場から助言、相談を行うことに努めるものとする。

(2) 在宅介護支援等へのフォロー

入所に至らない申込者に対し、施設は、地域包括支援センター等と十分な連携を図り、ケアプランの作成、見直し等、その在宅生活を支援していくための必要な措置が講じられるように努めるものとする。

9 特別な事由による入所

次に掲げる場合においては、入所検討委員会の審議によらず施設長の判断により入所を決定することができるものとする。

(1) 災害や事件・事故等により入所検討委員会を招集する暇がない場合

(2) 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第11条第1項第2号に定める措置の委託による場合

10 市、地域包括支援センター等の役割

(1) 市の役割

市は、施設及び地域包括支援センター等と連携し、本指針が有効に機能するよう努めるものとする。

(2) 地域包括支援センター等の役割

地域包括支援センター等は、関係機関や施設と連携し、入所希望者等についての情報把握、入所申込等の相談や代行、必要な書類の調製、ケアプランの作成及び各種サービスの調整を行う等、本指針が十分いかされるよう努めるものとする。

11 辞退者の取扱い

入所の意思を確認したにもかかわらず、申込者の都合により一時辞退があった場合は、順位を繰り下げ、再度の辞退があった時は入所申込者名簿から削除することができるものとする。

12 適正運用

(1) 施設等は、この指針に基づき適正な入所の決定を行うものとする。

(2) 市は、この指針の適正な運用について、介護保険法（平成9年法律第123号）及び老人福祉法に基づき、施設に対し必要な助言を行うことができる。

13 指針の見直し

この指針の内容を見直す必要が生じた場合は、施設と協議の上見直すことができるものとする。

14 実施年月日

この指針は、平成16年11月1日から実施する。

15 改正履歴

平成18年6月1日一部改正

平成27年4月1日一部改正